

年管発0302第1号  
平成30年3月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

### 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

### 記

#### 第1 改正省令の趣旨

年金関係の行政手続において順次個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用することとしていることに伴い、被保険者及び受給権者が個人番号を変更した場合の届出の規定を設けるなど、関係省令について所要の改正を行うもの。

#### 第2 改正省令の内容

##### 1 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の一部改正関係（第1条関係）

###### （1）高齢任意加入被保険者の個人番号の変更の届出について

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第4条の3第1項の規定による被保険者（（2）において「高齢任意加入被保険者」という。）は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更前及び変更後の個人番号等を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならないこととする。

###### （2）厚生年金保険の被保険者の個人番号の変更の申出等について

厚生年金保険の被保険者（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者等を除く。）は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更後の個人番号及び変更の年月日を事業主に申し出なければならないこととすること。

事業主は、当該申出を受けたときは、速やかに、変更前及び変更後の個人番号等を記載した届書を機構に提出しなければならないこととすること。

(3) 厚生年金の受給権者の個人番号の変更の届出について

- ア 老齢厚生年金等（この（3）において「厚生年金」という。）の受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更前及び変更後の個人番号等を記載した届書を機構に提出しなければならないこととすること。
- イ 厚生年金の受給権者が、当該厚生年金と同一の支給事由に基づく老齢基礎年金等（2において「基礎年金」という。）の受給権を有する場合において、当該受給権者が2の届出を行ったときは、アの届出を行ったものとみなすこととすること。

2 国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の一部改正関係（第2条関係）

第1号被保険者、第3号被保険者及び基礎年金の受給権者は、その個人番号を変更したときは、変更前及び変更後の個人番号等を記載した届書を、速やかに、機構に提出しなければならないこととすること。

3 関係厚生労働省令等の一部改正関係（第3条から第6条まで関係）

次の厚生省令及び厚生労働省令について、1及び2に準じた改正を行うなど所要の規定の整備を行う。

- ①老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）
- ②厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）
- ③厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）
- ④特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）

第3 改正省令の施行期日

改正省令は、平成30年3月5日から施行するものとする。